

大野町商工会利子等補給制度【改正】

大野町商工会利子等補給交付要綱により、令和3年4月より日本政策金融公庫の「小企業等経営改善資金貸付（マル経融資）」と岐阜県信用保証協会の「小規模企業資金（県小口）」の貸付制度で利子等補給を行うものです。



この利子等補給制度は上記の2つの制度融資の実行について、融資を受けた事業者のうち設備資金・運転資金（事業用100%使用に限る）に限り、借入から3年間の融資利息及び保証料の2分の1を限度として、**1事業者1利子等補給を行うものです。**

■利子等補給対象者

町内に在住する個人又は事業所を有する法人等で**商工会員（3年以上）**であり、**商工会を通じて金融あっせんを受けた小規模事業者等**

- ① 原則6ヶ月以上、商工会の経営指導を受けていること（マル経のみ適用）
- ② 最近1年以上、同一商工会等の地区内で事業を営んでいること
- ③ 所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税（均等割を含む）を完納していること
- ④ 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫等の非対象業種でないこと
- ⑤ **利子補給を受けようとするものは、利子補給を受けた後、5年間は利子補給を受けることができない**
- ⑥ **利子補給を受けようとするものは、共済制度に1口以上加入するもの**

■対象融資制度

日本政策金融公庫の「マル経融資」及び県信用保証協会「県小口融資」の制度に基づいて行われた融資

■利子補給の限度額

借入から3年間とし、1年間の合計支払利息及び保証料の2分の1を限度として利子等補給を行う

■融資限度額 「設備資金」及び「運転資金」を対象とする

「マル経融資」「県小口融資」2,000万円以内

■利子補給の申請

貸付実行1年経過後に大野町商工会利子等補給申請書に掲げる書類を添えて商工会長に提出する。

※詳しくは、**商工会事務局**にお尋ね下さい。

大野町商工会

〒501-0521 揖斐郡大野町黒野 924-1
☎0585-32-0667 FAX34-3370